

事務連絡
令和3年12月17日

北海道開発局
建設部 河川調整推進官 殿
各地方整備局
河川部 河川調査官 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室長
治水課 技術調整官
流域減災推進室長
河川環境課 河川環境保全企画調整官
水防企画室長
流域管理官付 流域下水道計画調整官
下水道事業課 企画専門官
砂防計画課 砂防計画調整官
海岸室 海洋開発企画官

一級水系における「流域治水プロジェクト」の充実について

昨今の豪雨災害の激甚化・頻発化を受け、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換が重要であるとの認識に基づき、各水系にて設置した「流域治水協議会」（以下、「協議会」という。）での議論を通じて、国、流域自治体、企業等が協働して流域全体で実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、令和3年3月に公表した。

各水系においては、協議会に参画する関係者との連携を図りつつ、本プロジェクトに基づく取組が実施されているところであるが、流域治水の一層の推進により浸水被害の防止・軽減を図るためには、共通の指標に基づき取組の進捗状況を「見える化」し、積極的・先進的な事例を踏まえた、プロジェクトの更なる充実を全国的に図ることが重要である。

以上を踏まえ、下記の通りとりまとめを実施することとしたので、貴管内の各協議会において対応されたい。

記

1. 指標を活用した流域治水プロジェクトの更なる推進

「流域治水」における主要な各取組に係る数値目標に対する進捗状況を見える化するため、令

和3年3月に策定・公表した全ての一級水系の「流域治水プロジェクト」を対象に、令和4年2月末までを目途に、以下の各項目に関して、流域治水協議会にて取組状況及び具体的な取組事例等について関係者と確認・情報共有を図られたい。各指標については、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）および流域治水推進行動計画（令和3年7月30日策定）等に記載されている取組を参考に、流域内の自治体や関係者が連携し、多層的な流域治水の取組を推進するための7指標10項目を設定している。

プロジェクト毎の各指標の数値については、各指標（「1.戦後最大洪水等に対応した河川の整備」を除く）を所掌する省内外の関係部局が有する最新の調査結果を本省にて集計し、プロジェクト単位で整理したのち、各地方整備局を經由して協議会事務局である河川事務所等に共有する予定である。詳細については、別途発出する事務連絡（令和4年1～2月に発出予定）において対応されたい。

なお、指標のとりまとめ・公表にあたっては、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、農林水産省農村振興局水資源課、林野庁森林整備部治山課、国土交通省都市局都市計画課とも調整のうえ、各機関より関係市町村・関係部局に対し、本取組への協力をお願いする予定である旨、申し添える。

流域治水の取組状況を評価するための指標

※指標は流域治水プロジェクト単位でとりまとめ

| | 指標 | 内容 | とりまとめ（案） |
|---|-----------------------|--|---|
| 1 | 戦後最大洪水等に対応した河川の整備 | 一級河川における戦後最大洪水等に対応するための築堤等の河川改修を実施する。 | 一級河川における戦後最大洪水等に対応した河川（国直轄区間）の整備率（概ね5年後）： 〇〇% |
| 2 | 農地・農業用施設の活用 | 農地・農業用施設を活用し、雨水や氾濫水を貯留し、又は事前に排水し、被害軽減を図る。 | 〇〇川水系の流域自治体内で農地・農業用施設の活用に取り組んでいる市町村数：〇〇市町村 |
| 3 | 流出抑制対策の実施 | 校庭貯留や地下貯留などの雨水貯留浸透施設の整備等により、流出抑制対策に取り組む。 | 〇〇川水系の流域自治体内における雨水貯留浸透施設等の整備数：〇〇施設 |
| 4 | 山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策 | 治山対策・森林整備の実施により、森林が有する浸透・保水機能等の維持・向上を図る。 | 〇〇川水系流域で実施される治山対策等の実施箇所数：〇〇箇所 |
| | | 土砂・流木災害対策の実施のため、砂防堰堤や地すべり防止施設等の砂防施設整備を実施する。 | 〇〇川水系流域で実施される砂防施設の整備により、保全される基礎的な公共インフラ施設数：〇〇施設 |
| 5 | 立地適正化計画における防災指針の作成 | 水災害リスクを軽減させるため、よりリスクの低い区域への居住、都市機能の誘導や住まい方の工夫等による居住地の安全性強化に取り組む。 | 〇〇川水系の流域自治体内で立地適正化計画における防災指針の作成に取り組んでいる市町村数：〇〇市町村 |
| 6 | 避難のためのハザード | 水害リスク情報の空白域を解消 | 〇〇川水系の中小河川等にお |

| | | | |
|---|--------------|--|--|
| | 情報の整備 | するため、中小河川等の浸水想定区域の指定を促進する。 | いて洪水浸水想定区域を指定した河川数：〇〇河川 〇〇川水系の流域において最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数：〇〇団体 |
| 7 | 高齢者等避難の実効性確保 | 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するなど、市町村と連携して被害の軽減を図る。 | 〇〇川水系の流域自治体内で避難確保計画を作成し訓練を実施している施設数： 計画作成済み：〇〇施設 うち、訓練の実施：〇〇施設 |
| | | 避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成を促進するなど、高齢者の避難の実効性の確保を図る。 | 〇〇川水系の流域自治体内で個別避難計画（全部作成又は一部作成）を作成している市町村数：〇〇市町村 |

2. 流域治水プロジェクトの一斉更新について

令和3年3月に策定・公表した全ての一級水系の「流域治水プロジェクト」を対象に、令和4年2月末までを目途に、流域治水協議会等において以下の更新項目について議論し、流域治水プロジェクトの更新を実施されたい。なお、特定都市河川浸水被害対策法（令和3年11月に改正法が施行）により、特定都市河川の指定が行われた河川（既に指定されている河川を含む）のプロジェクトについてはその内容を反映のうえ、流域水害対策計画と流域治水プロジェクトの内容の整合を図ることとする。また、事業箇所、ロードマップ、全体事業費については令和2年度を起点として、整合を図ること。

<流域治水プロジェクトの主な更新項目>

・水災害リスク情報の充実について

令和3年4月8日付事務連絡「流域治水推進のための水災害リスク情報の充実について」及び令和3年7月14日付事務連絡「流域治水推進のための水災害リスク情報の充実について（補足）」に基づき、外水氾濫の浸水想定を示した確率規模ごとの浸水想定区域図（多段階浸水想定区域図）を重ね合わせた浸水頻度を示した図の現況と短期（概ね5年後）を作成し、協議会等を活用し関係者と共有した後、流域治水プロジェクトの資料として追加する。そのほか、短期で実施する河川事業の事業メニューとロードマップ、整備率（現況及び短期）についても記載することとする。
※多段階浸水想定区域図を重ね合わせた図の掲示にあたっては、必ず以下の注釈を設けること。
「注：外水氾濫のみを想定したものであり、内水氾濫を考慮した場合には浸水範囲の拡大や浸水深の増大が生じる場合がある。」

・グリーンインフラの取り組みについて

令和3年5月31日付事務連絡「流域治水×グリーンインフラの推進について」及び令和3年6月1日付事務連絡「流域治水×グリーンインフラ策定にあたっての作成要領について」に基づき、協議会等を活用し関係者と共有した後、流域治水プロジェクトの資料として追加する。

・事業箇所

新規事業箇所の追加、完了事業の見え消し等、必要に応じて修正すること。

・ロードマップ

新規事業の追加等、必要に応じて修正すること。

・全体事業費

全体事業費の算出根拠となっている計画(河川整備計画等)の変更などが生じた場合において、必要に応じて全体事業費を修正すること。

(参考：流域治水プロジェクトの全体事業費の考え方)

| 事業 | 管理者 (事業主体) | 事業費の記載内容 |
|-------|---------------|---|
| 河川・ダム | 国 | 河川整備計画の残事業費 (R2以降) |
| | 都道府県 | 河川整備計画の残事業費 (R2以降) |
| 砂防 | 国 | 事業再評価(中期計画)の残事業費 (R2以降) |
| | 都道府県 | 中期的な計画の残事業費 (R2以降、公表済みのみ) |
| 下水道 | 都道府県 | 事業計画の残事業費 (R2以降) ※流域内(都道府県の一部区間だけの場合も含む)のプロジェクトに参画している全自治体の事業費 ※残事業費の算出が難しい場合は全事業費 |
| | 市町村 | 事業計画の残事業費 (R2以降) ※流域内(市町村の一部区間だけの場合も含む)のプロジェクトに参画している全自治体の事業費 ※残事業費の算出が難しい場合は全事業費 |
| 海岸 | 国 | 事業再評価の残事業費 (R2以降) |
| | 都道府県等 | 事業計画の残事業費 (R2以降、公表済みのみ) ※補助事業の事業計画、社会資本総合整備計画、その他、公表している事業評価資料等 ※残事業費の算出が難しい場合は全事業費 |

3. 流域治水プロジェクトの公表について

1. の指標、2. の流域治水プロジェクトの一斉更新については、令和3年度末に本省ウェブサイトにて公表を予定している。公表する際には、全国集計の数値のほか、プロジェクト毎の数値を公表することを予定している。(公表イメージは別添のとおり)

4. 今後のスケジュール（想定）

今後のスケジュールは以下のとおり。

| 月 | 本省 | 地方整備局 |
|---------|--|--|
| 令和3年12月 | <p>本事務連絡発出</p> | <p>各事務所に共有 (適時、協議会を開催し情報共有)</p> |
| 令和4年1月 | <p>関係部局の調査結果を水系毎に集計 (最も遅い調査で12月末時点(とりまとめは1月末頃)となるため、暫定版の指標を提供予定)</p> | <p>流域治水協議会で指標項目等の流域治水の取組状況、プロジェクトの更新等の年度末の打ち出しについて関係者間で情報共有・確認</p> |
| 令和4年2月 | <p>各地整にプロジェクト毎の集計値を共有 (別途事務連絡を発出)</p> | <p>協議会関係者で取りまとめ結果の確認・数字のチェック</p> |
| 令和4年3月 | <p>本省ウェブサイトで公表</p> | <p>本省に公表資料を提出</p> |

(以上)